

【毒物劇物販売業】登録更新申請手続きについて（那覇市保健所）

令和7年2月

【根拠法令】

毒物及び劇物取締法第4条第3項、同法施行規則第4条第2項

【許可までの流れ】

申請書提出 → 登録 → 登録証の受取 → （現地調査の日程調整 → 現地調査）

【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 毒物劇物販売業登録更新申請書（別記第5号様式）
2. 登録票（原本）
3. 手数料 6,500円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。